

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）			
		21	22	23	
<p>○看護業務の効率化に資する先進的事例を元に試行された取組事例数【2021年度までに2020年度に加えて5例】</p> <p>○特定行為研修を修了し、医療機関で就業している看護師の数【2023年度までに7,000人】</p> <p>○介護分野における書類の削減【2020年代初頭までに半減】</p> <p>○介護労働者の平均労働時間・残業時間数【2020年度末までに縮減】</p> <p>○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化【2020年度までに改善】</p>	<p>○看護業務の効率化に資する先進的取組の公表事例数【2021年度までに25例】</p> <p>○特定行為研修の指定研修機関数【2023年度までに300機関】</p> <p>○地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等において、介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業所数【2020年度実績から増加】</p>	<p>44. 事業所マネジメントの改革等を推進</p> <p>i. 従事者の役割分担の見直しと効率的な配置</p> <p>a. 医師の働き方改革に関する検討会等におけるタスクシフティング等に関する検討結果に基づき、患者等の理解や負担にも配慮しつつ必要な措置。</p> <p>b. 多様な人材の活用を推進するために必要な取組を実施。</p> <p>c. 介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを、地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等を通じて普及させ、好事例を横展開。</p> <p>d. 成果について、人員・設備基準の見直しや2024年度介護報酬改定に関する議論の際に活用。</p> <p>e. 特定行為研修制度の推進。</p> <p>f. 看護業務の効率化推進について、前年度選定された先進的取組を他施設にて試行し、そのプロセス・成果を公表することで、業務効率化を推進。</p> <p>g. 2019年度のタイムスタディ調査で得た一定の結論を踏まえ、2020年度中に業務負担軽減に係るガイドラインを策定し、2021年度においてガイドラインに沿った業務負担軽減の取組事例を収集予定。2022年度において好事例を横展開予定。《厚生労働省》</p>	→	→	→
<p>○「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体的支援事業により介護施設等とマッチングした者の数【2021年度までに2018年度と比べて15%増加】（2021年度の「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体的支援事業により介護施設等とマッチングした者の数/2018年度の「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体的支援事業により介護施設等とマッチングした者の数）</p> <p>○保育補助者雇上強化事業により雇い上げられた人数【2021年度までに3,000人】</p>	<p>○地域医療介護総合確保基金による介護人材の資質向上のための都道府県の取組の実施都道府県数【毎年度47都道府県】</p> <p>○「介護に関する入門的研修」の延べ実施回数【2021年度までに2018年度と比べて15%増加】（2021年度の「介護に関する入門的研修」の述べ実施回数/2018年度の「介護に関する入門的研修」の述べ実施回数）</p> <p>○保育補助者雇上強化事業を利用した市町村数【2021年度までに300市町村】</p>	<p>44. 事業所マネジメントの改革等を推進</p> <p>ii. 介護助手・保育補助者など多様な人材の活用</p> <p>a. 多様な人材の活用を推進するために必要な取組を実施。</p> <p>なお、令和2年11月1日時点での各都道府県における今年度の介護に関する入門的研修の事業実施状況及び事業実施予定を調査することとしており、当該調査結果と同年4月1日時点での実施予定を比較し、本事業への影響を測ることとしている。《厚生労働省》</p>	→		